

令和5年10月26日

自由民主党全国保育関係議員連盟国会議員 各位

社会福祉法人 日本保育協会 理事長 吉田 学
社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国保育協議会 会長 奥村尚三
公益社団法人 全国私立保育連盟 会長 川下勝利

こども誰でも通園制度の本格実施に向けて

現在、こども誰でも通園制度(仮称)の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方に関する検討会が開催されており、保育三団体においても円滑な実施に向けて鋭意努力していく所存です。

令和5年度からモデル事業は空き定員を活用した事業ということもあり、現在検討されている制度について保育現場では「保育制度自体の改正を行うものなのか」、「一時預かり事業と何が違うのか」という混乱や誤解も生じています。

そのため、正しい理解で情報共有するために、来年度の試行的事業実施にあたり、保育三団体と「こども家庭庁との情報共有と意見交換の場」を是非とも設けて頂くよう働きかけをお願いいたします。

なお、現時点において、保育現場の声として挙がっている主な事項は次のとおりです。

記

- ① 未就園の範囲の明示や定義付けが必要と考える。
- ② 令和6年度の試行的事業の補助基準上は「一人当たり月10時間を上限」とのことであるが、この時間数で「こどもの育ち」を十分支えられるかの検証・評価が必要であると考えます。
- ③ 通園している子どもたちへの保育の質が低下しないような制度、そして保育士が専門性を発揮できる環境整備を進めていただきたい。
- ④ 市町村の関与や連携の仕組みについて明確にしていきたい(特に配慮が必要な子や家庭への支援や認定(確認)と利用につなげる仕組みとの関係において)。
- ⑤ 円滑な利用のため、事前に園の見学や面談などのプロセスが必要であると考えます。
- ⑥ 公費(市町村が事業者へ補助をする給付)の流れや料金体系等について、情報提供と意見交換の場を設けていただきたい。
- ⑦ 安定的な制度運営と人材確保のための財源確保をお願いしたい。